

## 「福岡県訪問看護ステーション連携強化事業に係る従事者支援業務」受託者選定要領

### 1 趣旨

この要領は、福岡県訪問看護ステーション連携強化事業に係る従事者支援業務（以下「事業」という。）に係る提案された企画の審査及び受託者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 選定機関

提案された企画の審査及び受託者の選定は、福岡県訪問看護ステーション連携強化事業に係る従事者支援業務受託者選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

### 3 評価項目及び評価方法

(1) 提案企画書の内容について、委員会を構成する委員ごとに次の表の配点に基づき採点を行い、評価点合計点数（100点）に委員数を乗じた点数の6割以上の点数を得た者の中から、合計点数の最も高い1者を委託業者として選定する。

ただし、企画提案者が3者を超えた場合は、企画書による事前評価を下記の評価項目で行い、優秀であると評価された上位3者によりプレゼンテーションを行う。

(2) 上記(1)の結果、同点で複数の者が最高点となった場合は、その中から、委員長及び委員の合議により1者を選定する。

(3) 企画提案者が1者のみであった場合は、以下の配点に基づき採点を行い、評価点合計点数（100点）に委員数を乗じた点数の6割以上の点数をもって、当該1者を選定する。

項目	審査のポイント	配点
①事業の実施方針及び取組姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護ステーションの連携強化に係る課題を認識し、本事業の趣旨をよく理解しているか。</li> <li>企画提案書の内容は事業の目的に合致しているか。</li> <li>県の意向を尊重する姿勢であるか。</li> </ul>	10
②必要な事業実施体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該業務を円滑に実施するために十分な人員及び知見を有する人材を確保しているか。</li> <li>事業全体を管理し、計画的かつ円滑に遂行できる体制を整備しているか。</li> </ul>	10
③効果的で実行が可能な事業の提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果的で実行が可能な事業を提案できているか。</li> <li>仕様書を満たす内容が具体的に提案されているか。</li> <li>業務のスケジュールが具体的に示されているか。</li> <li>提案された研修内容・運営には、研修受講者の興味を引き出し、研修効果を高めるような創意工夫がなされているか。</li> <li>新規の訪問看護ステーションを含め、各地域の連携協力体制が進むような創意工夫がなされているか。</li> </ul>	40
④類似業務の契約履行実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去に当該業務に類似した業務を行うなどの実績を有しており、その内容が具体的に示されているか。</li> </ul>	10
⑤個人情報保護に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定された従事者以外のものが個人情報にアクセスすることがないようにする等、個人情報保護について適切な配慮がされているか。</li> </ul>	10
⑥関係機関との連携体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて関係機関と連携し、課題解決に向け取り組むことができる体制を整備しているか。</li> </ul>	20
合計		100

#### 4 評価基準

評価点数は、次による採点を標準とする。

基準	配点40点の項目	配点20点の項目	配点10点の項目
優れている	40点	20点	10点
やや優れている	30点	15点	7点
普通である	20点	10点	5点
やや劣っている	10点	5点	3点
劣っている	0点	0点	0点